2026年11月27日

各　位

会　社　名　　クオンタムソリューションズ株式会社
代 表 者 名　　代表取締役社長　大澤　梅嘉
（コード番号 2338 東証スタンダード）
問 合 せ 先　　経営企画部　寺田キャサリン
T　E　L　　03-4579-4059（代表）

連結子会社によるAIインフラに係る計算サービス（Tokens（トークン））の購入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるコンパスクラウドAIジャパン株式会社（以下「CCAJ」といいます。）が、AIインフラに係る計算サービス（本契約において「Tokens（トークン）」と定義されるもの。対象機器が提供する計算資源を利用するサービスを指し、暗号資産を意味するものではありません。以下「トークン」といいます。）の購入に関する契約（以下「本契約」といいます。）を締結することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．購入に至る経緯及び購入の目的

当社は、2026年９月18日付「最新世代・高密度GPUコンピューティング基盤に係る売買契約の合意解除及び初回支払金の返還に関するお知らせ」にてお知らせしたGPUサーバー等の売買契約の合意解除後、AIDC事業に必要となる計算能力の確保に向け、新たな調達先及び調達方法を検討してまいりました。

従前検討していた対象機器そのものの取得方式について、輸出管理規制への対応及び対象機器の所有に伴うリスクへの対応を主な検討事項とし、今回の取引先である米国に本社を置くサービス提供事業者１社（以下「今回取引先」といいます。）の意向も踏まえ、双方で取引条件を改めて協議いたしました。

最新世代の高密度GPUを取り巻く調達環境、輸出入に係る許認可の取得状況、設置・運用・保守に係る責任分担等を総合的に勘案した結果、対象機器の調達・所有・設置・運用及び保守を今回取引先が担い、CCAJが当該機器の提供する全計算能力を長期にわたり独占的に利用する取引形態が、当社グループにとってより合理的であると判断し、本取引形態を採用することといたしました。

なお、当該取引先に関する信用調査においてネガティブ情報は確認されなかったものの、今回取引先の財務情報等の取得には至っておらず、信用力の判断に必要な情報は限定的です。

また、今回取引先の信用・法令遵守等に関する最終的な審査は、契約主体であるCCAJが実施いたします。

２．本契約の概要

項目	内容
契約内容	AI計算サービス（トークン）の購入
利用形態	対象機器が提供する全計算能力の独占的利用
サービス提供期間	サービス提供開始日から８年間

サービス提供場所	大阪府内のデータセンター
トークン購入代金	87,084,800 米ドル（消費税込み）
円換算額	約 13,876 百万円（１米ドル＝159.34 円にて換算）
その他の費用	最低月額利用料（金額及び年間上限額は別途書面により合意）
契約先	米国に本社を置くサービス提供事業者１社（今回取引先）

対象機器の調達、所有、設置、運用及び保守等は今回取引先が担います。

対象機器は今回取引先によって大阪府内のデータセンターに設置され、CCAJ への計算能力の提供に専用されます。

本契約の締結により、対象機器の所有権、占有権及び運用管理権が直ちに CCAJ に移転するものではなく、担保権の実行又は別途の合意等に基づく所有権移転が行われない限り、契約期間満了後も対象機器の所有権は今回取引先に帰属します。

本契約は、今回取引先が対象機器の設置・運用・保守等を担い、契約期間にわたり CCAJ に対して AI 計算サービス（トークン）を提供するものです。当社としては、対象機器の所有権の帰属、サービス提供に係る契約上の義務及び責任分担等を踏まえ、対象機器そのものを直接購入する取引とは異なる性質の取引であると考えております。

サービス提供期間満了後の継続利用については、CCAJ が優先的に交渉し、契約を締結する権利を有します。また、今回取引先が対象機器の処分を決定した場合その他契約に定める一定の場合には、CCAJ は、必要な承認等を前提として、公正な市場価値に基づき対象機器を優先的に購入する権利を有します。

なお、担保権の実行又は双方による別途の書面合意に基づく場合には、必要な承認等を得たうえで、対象機器の所有権を移転することができます。

今回取引先の名称及び対象機器の具体的な製品型番、構成、数量、単価等につきましては、契約上の守秘義務及び事業上の機密性を踏まえ、公表を控えております。

当社及び CCAJ と今回取引先との間には、記載すべき資本関係、人的関係及び関連当事者関係はなく、本件取引以外に開示すべき重要な取引関係はありません。

３．日程

項目	日程
取締役会決議日	2026 年 11 月 27 日
契約締結日	2026 年 11 月 27 日（双方署名済み）
契約上のサービス提供開始期限	今回取引先が前払金 17,416,960 米ドルを受領後 180 暦日以内

なお、CCAJ による支払いの遅延又は留保に起因して対象機器の設置等が遅延した場合には、契約上のサービス提供開始期限が当該遅延期間に応じて延長されます。

４．支払条件及び資金の手当て

本契約に係るトークン購入代金の支払条件は、以下のとおりです。

支払区分	支払金額	支払時期
初回前払金	5,000,000 米ドル	2026 年 11 月 27 日（送金済み）
前払金残額	12,416,960 米ドル	2026 年 12 月４日まで（予定）
残代金（トークン購入代金の 80%）	69,667,840 米ドル	今回取引先から対象機器の製造元による支払請求書の写しを添えた通知を受け当該製造元への残代金支払期限の３営業日前まで
合計	87,084,800 米ドル	

初回前払金5,000,000米ドルについては、2026年11月27日に当社がCCAJに代わって送金を実行いたしました。　当該送金は、本契約の正式な締結を条件として行ったものであり、同日中に本契約が締結されない場合には、今回取引先から全額が直ちに返還される取扱いとしておりました。

なお、契約上は、初回前払金を含む前払金17,416,960米ドルの支払期限を2026年12月４日と定めております。

また、前払金残額12,416,960米ドルについては、CCAJが当社の株主から借り入れる資金の一部を充当する予定です。当該借入れの詳細については、別途公表する「連結子会社における資金の借入れに関するお知らせ」をご参照ください。

そして、残代金69,667,840米ドルの資金の手当てについては、現在検討中であり、確定次第、改めて適時開示いたします。

上記トークン購入代金の全額は、前払金として取り扱われ、サービス提供期間である96か月（８年間）にわたり、計算能力が利用可能となった各月に均等に充当されます。CCAJ による実際の利用の有無にかかわらず、計算能力が利用可能な状態にあることをもってサービスが提供されたものとして取り扱われます。

なお、トークン購入代金の80%に相当する残代金69,667,840米ドルの今回取引先に対する支払いは、サービス提供開始又は検収を条件とするものではなく、現時点では具体的な支払日は確定しておりません。

また、上記トークン購入代金とは別に、CCAJ は、対象機器の設置・運用等に係る費用に合意したサービス提供に係る利益相当額及び消費税を加えた最低月額利用料を負担します。当該利用料は、計算能力の実際の利用の有無にかかわらず、関連費用が発生する月から支払うものとします。ただし、具体的な金額及び年間上限額は別途書面により合意することとされており、当該合意が成立するまでは支払義務は生じません。

契約上の支払条件が充足されていない場合又は重大な法令遵守上の懸念が解消されていない場合には、CCAJは支払いを留保することができ、支払日程は変更となる可能性があります。

今回取引先の前払金返還義務を担保するため、初回前払金の支払時点から対象機器の全部を担保の対象とします。担保については、必要な承認等を前提として、原則として譲渡担保及び動産譲渡登記によるものとし、対象機器のデータセンター搬入日又は必要な承認等の取得日のいずれか遅い日から10営業日以内に、担保権の有効性、第一順位及び第三者対抗要件を確保することとしております。

なお、担保の設定及び維持等に係る費用はCCAJが負担します。また、今回取引先による対象機器の処分、移設及び第三者のための担保設定等は契約上制限されております。

５．今後の見通し

今回取引先からは、対象機器に係る必要な輸出許可については申請済みであり、現在、承認待ちの状況にあること、対象機器については発注済みであるものの納期は確定していない旨の説明を受けております。

他方で、正式な輸出許可の取得並びに対象機器の受注の確定及び割当状況については、現時点では確認が完了しておりません。

正式な輸出許可書類の確認は本契約における個別の支払条件ではありませんが、必要な輸出入その他の許認可の取得については今回取引先が責任を負います。

また、CCAJも適用される関連法令等を遵守し、必要な情報を今回取引先に提供する義務を負います。

必要な許認可の取得状況、対象機器の調達・設置・稼働状況及び CCAJ の資金調達状況等によっては、サービスの提供が遅延し、又は開始できない可能性があります。

また、契約上の支払義務の不履行が所定の期間内に解消されない場合には、サービスの提供が停止され、対象機器の計算能力が一時的に第三者に提供される可能性があります。法令遵守上の事情等によっても、サービスの提供が停止される可能性があります。

今回取引先が前払金17,416,960米ドルを受領した日から180暦日以内（契約に基づく延長がある場合には延長後の期限内）に対象機器の設置及びサービス提供開始が実現しない場合、又は同期限内に設置を完了できないことが明らかとなった場合には、CCAJは本契約を解除することができます。

この場合における前払金の返還条件は、以下のとおりです。

（１）今回取引先の責めに帰すべき事由による場合

支払済みの前払金の全額について、10 営業日以内の返還を求めることができます。

（２）今回取引先の責めに帰すことができない事由による場合

今回取引先への対象機器の引渡し前に本契約が終了した場合、返還の対象は、対象機器の調達に未使用の前払金及び今回取引先が製造元から実際に返還を受けた金額に限定されます。未使用の前払金は契約終了後 10 営業日以内に、製造元からの返還金は今回取引先による受領後 10 営業日以内に返還されます。

対象機器の引渡し後に本契約が終了した場合には、契約の定めに従い、未充当の前払金について 10 営業日以内の返還を求めることができます。

その他の契約解除又は契約期間満了時についても、上記（２）の対象機器の引渡し前における返還条件等を除き、契約の定めに従い、原則として未充当の前払金について 10 営業日以内に返還を求めることができます。

ただし、今回取引先の財務状況、製造元からの返金状況、担保権の設定状況及び対象機器の価値等によっては、支払済みの前払金の全部又は一部を回収できない可能性があります。

また、前払金の返還義務並びに詐欺及び故意による不正行為に係る責任を除き、今回取引先の責任総額には、トークンの対価として充当済みの前払金及び支払済みの最低月額利用料の合計額を上限とする制限が設けられております。

当社では、2026 年 12 月 7 日までに、前払金残額 12,416,960 米ドルの支払いの有無にかかわらず、サービス提供に向けた準備状況、必要な許認可の取得状況、契約上の支払条件の充足状況及び前払金の累計支払額について、改めてお知らせいたします。

本件が 2027 年２月期の連結業績に与える影響につきましては、現在精査中であり、今後、開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以上